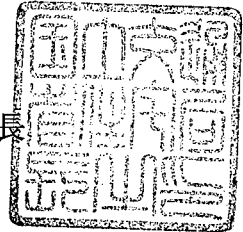


国 住 防 第 1 0 号
平成 1 6 年 8 月 9 日

(社) 日本病院会会長殿

国土交通省住宅局長



建築物防災週間（平成 1 6 年度上期）の実施について

標記週間につきましては、昭和 3 5 年以来実施してきているところでありますが、平成 1 6 年度上期につきましても、平成 1 6 年 8 月 3 0 日（月）から 9 月 5 日（日）まで、別紙のとおり、国土交通省及び各特定行政庁において実施いたしますので、貴職におかれても、標記週間の趣旨を御理解いただき、特段の御協力をお願いいたします。

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物防災週間における防災対策の推進について

標記週間については、広く国民を対象に建築物に関する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知徹底を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与するため、昭和35年以来実施してきているところであります。

平成16年度上期における標記週間の実施について、下記のとおり定めまして、貴職におかれましても、この週間において建築物の防災対策の推進に積極的に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い致します。

記

- 1 実施期間
平成16年8月30日（月）から平成16年9月5日（日）まで
- 2 実施要領
別添の『建築物防災週間における各種活動の実施要領』のとおり
- 3 平成16年度上期の重点事項
(1) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

東南海・南海地震防災対策特別措置法の施行（H15.7）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策特別措置法の制定（H16.3）等、大規模地震発生の危険性が指摘されているところですが、東海地震緊急対策方針（H15.7閣議決定）、新たな地震防災戦略（H16.7中央防災会議決定）、平成17年度防災重点（H16.7中央防災会議決定）等により、政府として、住宅・建築物の耐震化を戦略的に進めるよう方針を示しています。

また、国土交通省においても、社会資本整備重点計画において耐震化に係る数値目標を示し、その達成のため、平成16年度より、住宅の耐震改修の補助対象地域を地震発生危険の高い地域等において概ね一般的な市街地で実現できるよう拡充したほか、住宅金融公庫における融資金利の引き下げ等を図っています。

耐震化の推進のために、管内地方公共団体等と連携して、これらの制度の普及、活用を促進していただくようお願いいたします。

特に民間所有の特定建築物については、耐震診断・改修がまだまだ進んでいないことから、本週間等を通じ耐震改修促進法に基づく指導、助言などを活用した一層の普及、啓発に努めてください。

(2) 建築物、遊戯施設に係る事故防止対策の徹底

3月に発生した回転ドアでの死亡事故をはじめ、エスカレーターからの転落死亡事故、ジェットコースターの脱輪事故、解体工事中の外壁崩落事故、駐車場からの自動車落下事故等、建築物、遊戯施設に係る重大事故が多発しています。

については、定期報告制度の的確な運用を通じて設計図書と異なる状況となっている建築物等の把握に努めるとともに、建築物等の所有者、管理者、施工者に対する事故防止に係るガイドラインの周知徹底等を図るなど、事故の発生防止に努めてください。

また、重大な事故を未然に防ぐため、地域の消防機関等関係行政機関と連絡を密にし、重大事故につながりそうな状況の早期把握に努め、注意喚起等必要な対策を講じてください。

(3) 大雨時の安全対策の推進

大雨時の被害を軽減するため、危険性の指摘された地域の住民への注意喚起を図るとともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）及び建築基準法等関係法令の円滑な施行について、砂防部局と、地下街等における安全確保に係る都市水害法に基づく安全対策について、河川部局と必要な連携を図るようお願いします。

また併せて、危険な地域からの移転等について、がけ地近接等危険住宅移転事業の活用を進めていただくようお願いいたします。

4 その他の実施事項

(1) 防災査察の実施

適正な維持保全による建築物の安全性を確保するため、定期報告の提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物の状況を調査するとともに、必要な指導を実施されるようお願い致します。

なお、建築物及びその敷地へ立ち入って調査を行う場合には、建築物の管理者等に対して原則として事前にその旨通知するとともに、承諾を得て行うようお願い致します。

5 その他

(1) 関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願い致します。

(2) 実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別添様式により、貴職において、貴管内の各特定行政庁で作成された様式を取りまとめの上、一括して、平成16年9月21日（火）までに国土交通省住宅局建築物防災対策室まで提出されるようお願い申し上げます。